

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
に当るときは、  
その翌日)

◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

## 目 次

### 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年二月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

#### 鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三十条から第三十三条までを次のように改める。

(盲学校の小学部等の主事)

第三十条 盲学校、聾学校及び養護学校の各部に、主事を置くことができる。

2 前項の主事は、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。

3 第一項の主事は、当該部の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(教務主任等)

第三十一条 学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらの主任又は主事を置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。

5 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

6 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

7 第一項に規定する主任及び主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

第三十二条 二以上の学科を置く学校に専門教育を主とする学科ごとに学

科主任を、農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校に農場長を置く。ただし、特別の事情のあるときは、学科主任又は農場長を置かないことができる。

2 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 農場長は、校長の監督を受け、農業に関する実習地及び実習施設の運営に関する事項をつかさどる。

4 学科主任及び農場長は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

第三十二条の二 鳥取盲学校に、寮務主任を置く。

2 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 寮務主任は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(通信教育指導員)

第三十二条の三 通信制の課程を置く学校に、通信教育指導員を置く。

2 通信教育指導員は、校長の監督を受け、生徒の教育をつかさどる。

3 通信教育指導員は、教諭又は高等学校の教員の資格を有する者の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(その他の主任等)

第三十三条 この規則に定めるもののほか、学校に、必要に応じて校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項に規定する主任等は、校長がこれを命ずる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

2 鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第二章 校名、課程、学科、科、収容定員、位置及び修業年限(第二条・第三条) 第三章 職員組織(第四条―第七条の四)」

を 「第二章 校名、課程、学科、収容定員、位置及び修業年限(第二条・第三条) 第三章 削除」に改める。

第二章の章名中「科」を削る。

第二条(見出しを含む。)中「科」を削る。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第四条から第七条の五まで 削除

別表中 「

学科名	科名	を	学	科	名
-----	----	---	---	---	---

」に改める。

(鳥取県立盲学校、聾学校学則の一部改正)

3 鳥取県立盲学校、聾学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 職員組織(第三条―第五条の四)」を「第三章 削除」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第三条から第五条の四まで、削除

(鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)

4 鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和三十四年十月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 職員の組織(第十六条―第十八条)」を「第五章 削除」に改める。

第五章を次のように改める。

第五章 削除

第十六条から第十八条まで 削除

(鳥取県立養護学校学則の一部改正)

5 鳥取県立養護学校学則(昭和三十八年十月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 職員組織(第三条―第七条)」を「第三章 削除」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第三条から第七条まで 削除